

IKONOS ONLINE 利用許諾書

お客様（以下「甲」という）は、**日本スペースイメージング株式会社**（以下「乙」という）から提供される IKONOS ONLINE 表示用ソフトウェアを使用する端末（コンピュータ）にインストールすることで以下の条件に同意したことになります。

第1条(定義)

- 1 「IKONOS ONLINE」とは、本件 ASP サービスの利用許諾と本件画像の使用許諾を併せたものをいう。
- 2 「本件 ASP サービス」とは、乙又は乙の指定した会社が設定・保守管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器（以下「本件サーバー」という）、ソフトウェア及び国土地理院数値地図 25000 等の属性情報・高さデータ等により提供する機能の利用権を付与するサービスをいう。
- 3 「本件画像」とは、乙が販売権及び利用許諾権を有する ORBIMAGE SI Opco Inc. doing business as GeoEye 社（以下「GeoEye 社」という）が打ち上げた Ikonos 衛星を用いて、乙又は GeoEye 社を含む第三者が受信・処理したうえで標準メディア媒体に収録された特定の地理的範囲についての地球画像情報及び乙が本件サーバーに搭載する画像データ等をいう。
- 4 「不可抗力」とは、ストライキ労働争議、内乱、通商禁止、火災、洪水、爆発、地震その他の自然災害、政府の行為もしくは規制、その他本許諾書の当事者の故意または過失によるものではなく、当該当事者の支配することのできない事由をいう。
- 5 「ドキュメンテーション」とは、本件サービスの概要、使用方法等を説明した文章をいう。

第2条(IKONOS ONLINE 利用権許諾)

- 1 乙は、甲が以下の事項を遵守することを条件に、IKONOS ONLINE の非独占的利用権を許諾するものとし、甲はこれを受託する。
 - (1) 甲は、IKONOS ONLINE の利用権を第三者に譲渡又は再許諾できない。
 - (2) 乙は、IKONOS ONLINE を日本国のみを対象として提供する。
- 2 乙は、甲に対し、第 7 条に定める「サービス提供の停止」及び第 8 条に定める「サービス利用の制限」で規定する場合を除く他、IKONOS ONLINE を全日提供する。
- 3 乙は、IKONOS ONLINE に関する質疑応答、不具合対応及び調査対応を、平日 10 時 00 分～17 時 30 分の時間帯で実施することとし、土曜日・日曜日・祝日に発生した事項については、翌営業日以降の対応とする。

第3条(画像利用許諾)

- 1 乙は、甲に対し、本件画像に関する以下の権利の利用権を許諾するものとし、甲はこれを受託する。
 - (1) 本件画像を甲の内部にて使用する権利。
 - (2) 本件画像を紙媒体に出力して使用する以下の権利。

「©日本スペースイメージング株式会社」あるいは「© JAPAN SPACE IMAGING」という乙の著作権の表示、「デジタル・アース株式会社」あるいは「powered by Digital Earth」というデジタル・アース社の表示、「©Google™」という Google 社の著作権・登録商標の表示及び「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)及び数値地図 50mメッシュ(標高)を使用したものである(承認番号 平 19 総使 第 87 号)」の表示を条件に、第三者に配布する権利(広告宣伝目的を含む)。但し、配布に対価を伴う有償配布サービスの場合は除くものとする。
 - (3) 本件画像を研究論文・文書などの挿絵として使用する以下の権利。

本件画像を研究論文・文書などの挿絵として JPEG やビットマップなどをワードやエクセル・パワーポイントなどのソフトに貼り付けた上で、「©日本スペースイメージング株式会社」あるいは「© JAPAN SPACE IMAGING」という乙の著作権の表示、「デジタル・アース株式会社」あるいは「powered by Digital Earth」というデジタル・アース社の表示、「©Google™」という Google 社の著作権・登録商標の表示及び「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)及び数値地図 50mメッシュ(標高)を使用したものである(承認番号 平 19 総使 第 87 号)」の表示を条件に、第三者に配布する権利。但し、配布に対価を伴う有償配布サービスの場合は除くものとする。
 - (4) 本件画像を動画に出力して使用する以下の権利。

IKONOS ONLINE 表示用ソフトウェアを用いて作成された本件画像の動画を、「©日本スペースイメージング株式会社」あるいは「© JAPAN SPACE IMAGING」という乙の著作権の表示、「デジタル・アース株式会社」あるいは「powered by Digital Earth」というデジタル・アース社の表示、「©Google™」という Google 社の著作権・登録商標の表示及び「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)及び数値地図 50mメッシュ(標高)を使用したものである(承認番号 平 19 総使 第 87 号)」の表示を条件に、第三者に配布する権利。但し、配布に対価を伴う有償配布サービスの場合は除くものとする。
- 2 甲は、本件画像につき、以下の行為をなすことはできないものとする。
 - (1) 本件画像を販売、ライセンス、譲渡、貸与、公表、担保設定もしくは本許諾書で認められていない用途に使用すること。
 - (2) 本件画像に表示している著作権表示、その他の警告、及び乙が独占的権利を有する旨の表示を変更もしくは抹消すること。
 - (3) 本件画像を著作権、所有権、プライバシー権、肖像権その他の第三者の何等かの権利を侵害することとなるような態様・方法によって利用すること。

第4条(サービス開始)

乙は、甲と合意した利用開始日から甲に対する IKONOS ONLINE の提供を開始する(IKONOS ONLINE の提供が開始された日を以下「利用開始日」という)。

第5条(利用者登録)

- 1 甲は、IKONOS ONLINEを利用する者(以下「利用者」という)を定め、IKONOS ONLINEの利用申込時に乙にこれを通知する。
- 2 乙は、甲に対し、前項の通知に基づき、利用者のログイン ID 及びパスワードを設定し、自らまたは乙の代理店をしてのいずれかより、これを甲に通知する。
- 3 甲は、本許諾書に基づき自らが負う義務及び制限を本条第1項に定める IKONOS ONLINE 利用者遵守させるものとし、当該利用者に関し全責任を負担する。

第6条(パスワードの管理)

甲は、IKONOS ONLINE 用 ID・パスワード等を第三者に開示、譲渡、貸与してはならないものとする。また、甲は、本 IKONOS ONLINE 用 ID・パスワード等を自己の責任で管理するものとし、本 IKONOS ONLINE 用 ID・パスワード等の第三者による不正使用により甲に損害が生じたとしても乙は一切の責任を負担しない。

第7条(サービス提供の停止)

- 1 乙は、以下の場合、自らの判断で IKONOS ONLINE の提供を中止することができる。
 - (1) IKONOS ONLINE 用システムの保守を定期的または緊急に行う場合
 - (2) IKONOS ONLINE 用設備の保守上または工地上やむを得ない場合
 - (3) 不可抗力、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
 - (4) 乙の電気通信設備に障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) 第一種通信事業者、または乙指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより、IKONOS ONLINE の提供を行うことが困難な場合
 - (6) 主要なネットワーク接続(通信業者のバックボーンまたはハブ)が中断した場合
 - (7) その他乙が、IKONOS ONLINE の運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
 - (8) その他乙がやむを得ないものと認める事由がある場合
- 2 乙は、前項に基づく IKONOS ONLINE の提供の中止によって生じた甲および第三者の損害につき一切責任を負わない。

第8条(サービス利用の制限)

- 1 乙は、天災、事変、その他の非常事態・緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど通信の一部または全部を利用することが出来なくなった場合、もしくは天災、事変、その他の非常事態・緊急事態が発生する恐れがある場合、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 8 条に基づき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、甲に事前に通知することなく IKONOS ONLINE の提供の全部または一部を制限若しくは中止する措置をとることができる。
- 2 乙は、前項に基づく IKONOS ONLINE の提供の制限または中止によって生じた甲および第三者の損害につき一切責任を負わない。
- 3 甲は、乙の IKONOS ONLINE 提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならない。このような行為があった場合、乙は、甲の IKONOS ONLINE の利用を制限すると共に、甲に対して損害賠償請求をすることができる。

第9条(設備等の準備と維持責任)

- 1 甲は、IKONOS ONLINE を利用するため、直接、またはウェブページのコンテンツにアクセスする装置を介してワールド・ワイド・ウェブにアクセスできるよう、通信機器(コンピュータおよびモデム)、またはその他のアクセス装置等、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備および回線利用申込の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他「サービス」を利用するために必要な準備を自己の費用と責任において行う。
- 2 甲は、IKONOS ONLINE の提供に支障を与えないために甲の端末設備を正常に稼働するように維持しなければならない。
- 3 IKONOS ONLINE の利用中に甲が乙の設備、または IKONOS ONLINE に異常を発見した時は、甲は自らの設備等に故障がないことを確認の上、乙に当該異常の内容、発生原因等を早急に通知するものとし、乙が修理または復旧を行う場合にはこれに最大限協力する。

第10条(指定および推奨ハードウェア・ソフトウェア)

- 1 甲は、IKONOS ONLINE の利用のため、別紙 1 の通り、乙の推奨するハードウェアおよびソフトウェアを使用する。
- 2 甲は、別紙 1 に定めるもの以外のハードウェアおよびソフトウェアを用いた時は乙が提供する IKONOS ONLINE の全部または一部の提供が受けられないことがあることを予め了承する。但し、本条は、乙が甲に対し推奨ハードウェア・ソフトウェアの使用による IKONOS ONLINE の利用を保証するものではない。

第11条(利用料対象期間、追加利用料)

- 1 IKONOS ONLINE の年間利用料の対象となる期間は、乙が甲に別途発行する「IKONOS ONLINE 利用通知書」に記載した期間とする。
- 2 IKONOS ONLINE の初期費は契約初年度に利用端末機 1 台毎に発生する。本許諾書の有効期間中に利用端末機が減った場合であっても、甲の初期費は全部または一部の返却はされない。
- 3 本許諾書の有効期間中に利用端末機を増やす場合、甲は、乙に対し、年間利用料を 12 で除したものに追加利用端末機の利用開始日から契約満了日までの残月数を掛けた利用料を支払う。なお、本許諾書の有効期間中に利用端末機が減った場合であっても甲の年間利用料は減額されない。

第12条(知的財産権等)

- 1 甲は、IKONOS ONLINE に関する特許、商標、サービスマーク、著作権及び営業秘密の権利を含む全ての知的財産権が乙及びそのライセンサーに帰属するものであること、並びに本許諾書の効果として甲が獲得するのは、本許諾書の有効期間中に限り本許諾書に従い乙の IKONOS ONLINE を使用する権利のみであり、その所有権または原権を獲得するものではないことを了承する。
- 2 前項の規定に拘わらず、乙は、甲に対し、第三者が甲に対して IKONOS ONLINE についての知的財産権等に基づく侵害の請求を起こすことがないことを保証しない。

第13条(有効期間)

本許諾書の有効期間は、乙が甲に別途発行する「IKONOS ONLINE 利用通知書」に記載した期間とする。

第14条(解除)

- 1 甲乙いずれかに次の事由の一つが発生した場合には、その相手方は本許諾書期間中といえども、何らの催告なく直ちに本許諾書を解除することができる。なお、この場合、有責当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) IKONOS ONLINE 用 ID・パスワードを不正に利用した時
 - (2) 仮差押・仮処分・差押・競売等の申立を受けた時、又は破産開始・会社更生手続開始の申立を受けた時、自ら破産開始・会社更生・民事再生法に基づく再生手続開始の申立をした時
 - (3) 合併によらないで解散した時
 - (4) 支払停止の状態に陥った時、手形若しくは小切手の不渡処分を受けた時、又は手形交換所の取引停止処分を受けた時
 - (5) 重要な財産につき競売処分・租税滞納処分・その他の公権力の処分を受けた時
 - (6) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更の決議をした時
 - (7) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けた時
 - (8) 本許諾書の条項の一に違反した時
 - (9) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある時
- 2 本許諾書が解除された場合、甲は直ちに IKONOS ONLINE の利用を中止し、IKONOS ONLINE 及び関連する全ての資料を廃棄又は乙に返却する。

第15条(損害賠償)

- 1 乙は、甲が IKONOS ONLINE を使用することにより甲が被った損害について、本許諾書の有効期間中、本許諾書の有効期間終了後の如何を問わず、一切責任を負わない。また、乙は、いかなる場合においても、甲の間接損害(逸失利益、データの損失を含む)について、本許諾書の有効期間中、本許諾書の有効期間終了後の如何を問わず、一切責任を負わない。
- 2 乙は、甲が IKONOS ONLINE に基づき実際に取引・業務を行った結果、甲又は第三者に直接・間接に損害が生じた場合であっても、これらにつき一切責任を負わない。

第16条(不可抗力)

乙は、不可抗力事由により IKONOS ONLINE の履行の遅滞や不履行が引き起こされた場合には、甲に対し一切その責任を負わない。但し、不可抗力により債務を履行できない場合や遅滞する場合には、乙は甲に対しその旨を速やかに通知の上、履行の努力を行うが、当該不可抗力により 90 日以上 IKONOS ONLINE の全部又は一部の履行が不可能な場合、乙は当該履行不能な IKONOS ONLINE の提供に関する一切の義務を免れる。

第17条(秘密保持義務)

甲は、本許諾書の有効期間中及び終了後においても本許諾書に関連して知り得た乙の情報及び IKONOS ONLINE について知得した秘密を第三者へ漏洩してはならない。

第18条(権利等の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本許諾書上の地位を第三者に譲渡、または承継させることができない。

第19条(準拠法・管轄)

本許諾書は、日本国の法律に準拠するものとする。本許諾書に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第20条(ドキュメンテーション)

ドキュメンテーションの著作権は、乙及びそのライセンサーに帰属する。

■推奨動作環境

OS	Windows XP
CPU	Pentium 4 2.4GHz 以上あるいは AMD 2400xp 以上
メモリ	512MB RAM 以上
ハードディスク	2GB 以上の空き容量
ネットワーク速度	768kbit/sec 以上
グラフィックカード	3D 用 32MB (VRAM) 以上
画面サイズ	1280×1024、32ビット TrueColor

■著作権表示

著作権表示として下記のいずれかの表示をしてください。

- ① ©日本スペースイメージング株式会社/ デジタル・アース株式会社 及び「©Google™」及び「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)及び数値地図 50mメッシュ(標高)を使用したものである(承認番号 平 19 総使 第 87 号)」あるいは「国土地理院発行数値地図 25000(空間データ基盤)及び数値地図 50mメッシュ(標高)(承認番号 平 19 総使 第 87 号)」
- ② 「©JAPAN SPACE IMAGING / powered by Digital Earth (Approval Number SOU-SHI No.87 2007)」及び「©Google™」

スペース等その他の理由で表示できない場合には「©日本スペースイメージング株式会社」、「デジタル・アース株式会社」、「©Google™」のロゴを使用しても構いません。

◎ロゴ使用例

